

新工ネ利用特措法改正検討委員会 第2回会合 議事録

日時：2006年11月30日（火）13:00～14:30

場所：衆議院第2議員会館第1会議室（東京都千代田区永田町）

参加者：末尾「参加者リスト」参照

議事次第

1. 開会、本委員会の目的・狙いなどの説明（GEN）
2. 報告：政府におけるRPS法目標値（利用目標・義務量）見直しの検討状況
（資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長・市川類氏）
3. コメント：RPS法目標値見直しに関して（東京電力株式会社企画部調査グループ・見学信一郎氏）
4. コメント： 同上 （GEN・飯田哲也）
5. 質疑応答・議論
 - ・自然エネルギー事業者・国会議員などからの目標値見直しに関する意見・コメント
 - ・全体的な質疑応答・議論
6. 今後の予定等、閉会（GEN）

当日配布資料一覧（ホームページ別枠に掲載）

趣旨・進行案（GEN）

参加予定者一覧（GEN）

RPS法における次期利用目標量に係る検討状況について（資源エネルギー庁）

総合資源エネルギー調査会RPS法小委員会委員名簿（資源エネルギー庁）

RPS法の概要と施行状況について（資源エネルギー庁）

次期新エネルギー等電気利用目標設定に当たっての論点（資源エネルギー庁）

プレスリリース：日本の自然エネルギー利用目標を大幅に拡大すべき（2006年10月25日）（GEN）

新工ネRPS法見直しへの対応戦略の提言（GEN）

（参考資料）GENから電気事業者へのアンケート調査結果概要について（GEN）

議事録

（注1：以下、すべて敬称略です。）

（注2：肩書き等はすべて当日時点のものです。）

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・開会、司会の挨拶。配布資料の確認と議事予定の説明。
- ・この委員会は、6月以来で、今年度2回目である。今回は、ちょうど現在、2014年度の目標値の議論が政府でも行われているので、それを中心に議論して行きたい。もちろん目標値そのものだけではなく、関連する様々な要素を含めて議論して行きたい。
- ・まず政府における目標値見直しの検討状況について資源エネルギー庁から説明して頂き、続いて東京電力と私ども「自然エネルギー促進法」推進ネットワークからコメントし、あとは皆様からご自由に

ご発言頂く。それではまずは、政府における RPS 法目標値見直しの検討状況について、市川室長から報告をお願いしたい。

市川類（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・それでは、政府における RPS 法の目標値見直しの検討状況について報告する。お手元資料 3 ページ目から、いくつか資料を付けているので、それをご覧頂きたいと思う。
- ・ご存じと思うが、RPS 法（新エネ利用特措法）は平成 15 年（2003 年）に施行された。法律上では、目標値については 4 年ごとにその後 8 年間について設定することとされており、今年度中に 2014 年度の利用目標量を決めなければいけないという話になっている。先月（2006 年 10 月）新エネルギー部会を開催して目標のあり方の検討を開始した。具体的には、10 月 26 日に部会を開催し、2014 年度までの目標量についてと、RPS 法小委員会の設置についてご議論頂いた。その後、11 月初めに RPS 法小委員会の第 1 回を開催し、昨日（11 月 29 日）第 2 回を開催させて頂いたという状況になっている。
- ・次の 4 ページ目が、RPS 法小委員会の委員の名簿であり、電力業界・自然エネルギー業界・NPO・マスコミ・学者の方に入っている。
- ・ここにお集まりの方はご存じと思うが、5 ページ目以降に、10 月 26 日の新エネ部会、及び第 1 回の RPS 法小委でお配りした資料を付けさせて頂いている。まず、資料「RPS 法の概要と施行状況について」（パワーポイント形式）で、現状を説明している。スライド No.2 では、RPS 法とは、小売電気事業者が新エネ等からの電気を一定量以上利用することを義務付けることで、新エネ利用を推進して行こうというものだという事を書いている。スライド No.3 では、RPS 法に係る経緯を書いている。
- ・次に、スライド No.4（仕組み）に書いているように、義務対象者は 39 社の電気事業者である。さらにスライド No.5（仕組み）で対象となる新エネルギーの種類を書き、風力・太陽光・バイオマス・水力・地熱の一部である。スライド No.6（仕組み）で書いているが、利用しなければならぬ新エネルギー電気の量は、経済産業大臣が総合資源エネルギー調査会の意見を聞いて設定することになっている。現在は平成 15 年から平成 22 年まで決まっており、平成 22 年度（2010 年度）が 122 億 kWh である。スライド No.7 に毎年の量が書いてある。
- ・次いでスライド No.8（仕組み）に義務履行の方法が書いてあり、「自ら発電」「他の発電事業者から購入」「他の発電事業者等から RPS 相当量を購入」の 3 通りある。
- ・次にスライド No.9 だが、平成 17 年度までのデータを書き、全ての対象電気事業者が義務を履行している。スライド No.10 は新エネルギーの供給総量だが、確実に増加してきている。その中でも、太陽光と風力が伸びており、風力は平成 15 年度から 16 年度で 45%増、16 年度から 17 年度で 33%増、太陽光は平成 15 年度から 16 年度で 75%増、16 年度から 17 年度で 31%増などとなっている。スライド No.11 では、新エネルギー等電気の取引価格の調査結果を載せている。
- ・スライド No.12 は、前回報告したと思うが、「RPS 法評価検討小委員会」の報告書の概要が書かれている、義務量引き上げや、取引価格の情報提供などである。スライド No.13 が、今後の課題で、平成 19 年度から 26 年度（2007～2014 年度）の利用目標量を考えていきたい。
- ・次の資料の「次期新エネルギー等電気利用目標設定に当たっての論点」は、11 月 6 日の RPS 法小委へ論点メモとして事務局から出させて頂いたものである。たたき台として書かせて頂いたものだ。まず「1.基本的な考え方」としては、RPS 法が施行して以降の話としては、原油価格の状況が変わってきているのではないかと、地球温暖化防止の問題にどう取り組むか、あるいは新エネへの投資が急増し

- ているのをどう見るか、などの論点があるのではないか。また費用対効果の考え方で言うと、他の手法と比べてコストが高いことも踏まえて、どういう見通しでやって行くかを検討して行くことが必要ではないのか。導入とコストの削減を好循環をはかって進めて行くという観点が重要なのではないか。
- ・次に「2.次期目標設定にあたっての具体的考え方」では、今後どういう方向で考えればよいか。短期的には京都議定書目標達成計画を踏まえてどのように進めて行くのかということが重要ではないか。具体的な目標量設定に当たっては、ポテンシャルとコストをどう考えるか。高い目標量を設定すれば新たな開発が進むとの指摘がある一方で、価格を必要以上に押し上げるのではないかという意見もある、これをどのように考えるか。そういうことを考えて見込まれるポテンシャルをどう考えるかが重要ではないかと考えるがいかがか。それ以外の話として消費者・ユーザーの理解がある。国民に理解されるように取り組んで行くことや、グリーン電力証書などの動きをどう整理するか。
 - ・また「3.個別電源毎の考え方」でそれぞれの論点を示した。
 - ・こういったところで委員の皆様には議論頂いているという状況だ。具体的には新エネ部会とRPS小委でいろいろな意見を頂いており、具体的な議事要旨はホームページに載せている。おおまかに言えば、1つは目標量は高めに掲げるべきという意見があった、その理由として、将来の日本のあり方・エネルギーのあり方を考えて行くとき意欲的に掲げるべきだ、地球温暖化・CO2対策の観点だけでなく、昨今の原油高の状況を踏まえると自給率を高めるという観点からも推進すべきという意見がある。一方で、新エネルギー・再生可能エネルギー推進する際には費用対効果をちゃんと考えてやるべきではないか。新エネの経済性や熟度に応じて考えるべきでないか。ポテンシャルやコスト負担、他のエネルギーとのバランスも考慮して取り組むべきという指摘も頂いている。また、最終的にコスト負担は消費者に掛かるものであるからその点をきちんと情報発信を進めて行くべきでないか、国民全体で負担して行くべきという観点から、グリーン電力プログラムなども含めて進めて行くべきではないかといったご意見を頂いている状況だ。
 - ・それ以外に、資料「RPS法における次期利用目標量に係る検討状況について」(ワード形式)を再度見て頂くと、第1回の有識者ヒアリングとして、WWFジャパンの鮎川さんをお招きした。地球温暖化問題が喫緊の課題となっており、再生可能エネルギー、RPSの役割が非常に大きく、高い目標を掲げるべきというご意見と、合わせていくつかの制度的提案を頂いている。第2回は昨日(11月29日)で、風力・太陽光・バイオマスについて有識者をお呼びして、それぞれ今後のポテンシャル、コスト見通し、必要な施策についてプレゼンを頂いた。また委員から追加するプレゼンを頂いた。今後のスケジュールである。次回は12月13日で、有識者ヒアリングとして、世界の状況やコスト負担の見積りをプレゼン頂き、委員からもプレゼンして頂く。その後、1月末を目途までに報告書案を作成し、その後1ヶ月のパブリックコメントを経て、2月中に報告書案を取りまとめたいと考えている、3月はそれを踏まえて省令を作るという作業になる。
 - ・今の検討状況は以上である。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ありがとうございます。今の資料のパワーポイントは縮小印刷して見づらいかもしいないが、経済産業省のホームページにあるものと同じなので見て頂ければと思う。
- ・それでは政府の見直しの作業について、電力会社からのコメントということで、東京電力の見学さんからお願いしたいと思う。ご多忙のため紙の資料はなく、口頭でご報告になる。

- ・ RPS 議論は最近連日のように、風力の動向も含めて新聞報道がされているが、マスコミや世論で議論されることは再生可能エネルギーについての国民の関心や理解啓蒙の意味で大変結構なことだと思う。
- ・ ただし、一部報道では、二項対立的に電力会社が再生可能エネルギーに消極的な立場にいるような論調もあるが、これは不本意であり、最大の推進者の一人が電力会社だと自負している。古くは水力発電を懸命に開発してきたし、太陽光を設置されるお客さまに対する余剰電力買い取りを赤字を承知で十数年続けている。
- ・ 将来的には洋上風力の可能性にも注目している。当社は、日本の海洋条件から世界でも類を見ないフロート型の開発可能性について東大と一緒に研究を進めている。まず、風力発電そのものの躯体や送電ケーブルなどの諸設備の耐久性などの技術的課題をどう克服できるか。更に漁業権などの社会的課題もあるが、最終的にはコストの問題になる。机上のシミュレーションによると、相当の「量」のポテンシャルがあることが分かってきたので、課題克服の可能性を模索して行きたいと考えている。
- ・ 先程市川室長の方からご説明もあったが、再生可能エネルギーの普及推進に向けて何かしらの志のある政策目標を掲げることは必要だ。ただその時に、まずは実際のポテンシャルがどれくらいあるかを踏まえた設定をしておかないといけない。京都議定書が目達計画もそうだが、日本人は一度数字目標を立てると、それに自縛的なところがあるので、ポテンシャルを踏まえて、だけれども志のある目標を立てることが必要かと思う。
- ・ その上で申し上げないといけないのは、その実行手段が事業者への行政罰付きの義務でやって行くかどうかということだと思っている。当然 RPS 制度は罰則があるので実効性は高いのは間違いないが、それだけでいいのかということだ。我々事業者は、安全規制とか公害規制などの人々の健康や命に関わるものは産業や市場構造がどうであれ、科学的合理的な範囲できっちり担保されるべきだと思っている。ただ、ある政策の実現の手段のために、その政策そのものは正しいとして、それをある業界・企業に義務化させることについては、相当慎重に議論していかなければいけないもの。それは再生可能エネルギーに限らず、原子力の推進や他の政策課題につきも同様であるが、政策実現のために事業者に対して何らかの形で縛りを付ける、あるいは義務化したりすることについては努めて慎重な判断が求められるということではないか。
- ・ 再生可能エネルギー推進のための制度化が欧米でも一般的であり、しかも、推進のためにヨーロッパが野心的な目標を設定していることも承知している。
- ・ 他方で、日本では欧米諸国ではなかなか見られない「ガス VS 電力」という顧客競争で凌ぎを削っているという産業構造がある。欧米では暖房文化が根付いているせいか、電力とガスの住み分けがきちりしているが、日本に関してはご存じの通り、電力とガスの顧客競争が激化している。また、イギリス・フランス・ドイツでは基本的に同一の会社が電力とガスの両方を売っている。要するにどっちを売っても企業経営としては良いという構図にあると言える。更にドイツでは政治的判断で今は原子力推進を諦めており、他方で天然ガスについてもロシアとの関係を意識すると過度に依存するのもまずい。そういう中で地球温暖化対策として電気で何がやれるのかといった時に、再生可能エネルギーに政策のプライオリティを付けていかざるを得ないといった背景もあるかと思う。アメリカでも顧客を 100 万件以上抱えている電力会社の約半分はガスの小売りも行っており、俗に言う「ガス&エレクトリック会社」で、どっちを売っても良いという構図にある。・ 電力とガスが切磋琢磨して、例えば

ガス会社がエコウィルを開発し、電力会社がエコキュートを作るといった、欧米企業が到底追いつけないような省エネ機器を作って、それがお客さまの利便性、省エネや省 CO2 に貢献していくことについて、競争が源泉の一つになっていることは間違いないので、社会厚生上はいいことだと思っている。ただ、こうした競争環境にある市場への規制というものは、努めて公平性に配慮していただかないといけない。

- ・もともと RPS 法の 2010 年の電気事業者に課せられた 122 億 kWh というのは、元をたどれば需給部会から出てきた新エネ導入目標の 1910 万 kl を拠り所としている。この 1910 万 kl の中で RPS 部分は 300 万 kl に満たないが、その部分には規制がかかっているため期待実行率 100% であり、残りの 6 割以上を占める熱分野について今の対策はどうか、実効性はどうかという議論が不足しているかのではないか。他業界も規制で縛れとは言いたくないが、そういった配慮も踏まえた議論が必要かと思っている。
- ・飯田さんの新しい提案のいわゆる「2 階建て」案は、私見としては依存はない。ある意味行政から義務化されている RPS についてはミニマムというか、下支えとしておき、上積み部分というのは別の手段で、皆で知恵を絞って推し進めるべきだと思っている。その場合には、企業や消費者の選択が大きな鍵になるのではないか。
- ・今日この委員会の後に会合があるようだが、こうした草の根的な運動は非常に大切だと思っている。その意味で我々としてはグリーン電力証書やグリーン電力基金という参加型のプログラムを創設し、その普及に努めているつもりである。是非今日ご列席の皆様にも、参加をご検討いただきたいと思います。
- ・ただ、グリーン電力基金については残念ながら東電の域内では加入人口数が 2 万件を切っている状況で、これは家庭のお客さまの率からすると 0.1% 程度で 1000 件に一件にしかならない。とはいえ、今の基金の規模で 5 年間でお客さまから約 6 億円の寄付を頂いて、我々もその同額を入れて約 12 億円で約 8 万 kW の風力・太陽光に助成をしてきている。仮に全国で 0.1% 規模だとすると、約 25 万 kW 換算で、もし 1%、100 件に 1 件のお客さんが 500 円のワンコインの寄付をして下さるようになれば単純換算で 250 万 kW もの助成が可能となってくる。
- ・こういう活動を行って思うのは、再生可能エネルギーの普及にはやはりコストが掛かる。要すれば、誰の財布からコストを負担するかということに行き着くのではないかと思う。我々は、グリーン基金の加入率が低いことが「再生可能エネルギーは良いが自身による負担は別」というお客さまの声とは思いたくないし、何とか盛り上げて行きたいと思っている。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ありがとうございます。今見学さんが触れて下さったのは「自然エネルギーを 2020 年に 20%」という趣旨で、読み方が定まっていけないのだが、このニジュウニジュウ「20/20」の催しを 3 時から行う、チラシを別途つけているので、最後に紹介するが、関心のある方は是非ご参加下さい。続いて、お二方の報告・コメントを受けて、私どもの方からコメントを申し上げたい。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・コメントというほど偉そうなことを申し上げるつもりはない。お手元資料 11 ページからに（経済産業省の資料の後に）我々のプレスリリースと提案を載せてあるので簡単にご紹介したい。
- ・その前に、先程見学さんからスポーツ新聞にも取り上げられていたという話があったが、自然エネルギーは往々にして、我々を含めて仕事をしていると当事者はそれほど大きなつもりではなくとも、周りからの期待がすごく大きいというギャップがよくある。経産省用語で言うと「新エネ」というのは

典型で、まだ実態として量が少ないということもあり、経済産業省の中では傍流で位置付けも小さいし、目標値も小さい、しかし社会からの期待は非常に大きい。そういう意味で、経産省に大胆な制度化を期待しており、是非誇りを持って仕事をやって頂きたいと思う。

- ・この春の本委員会でも触れたが、2006年春のRPS法評価検討小委員会で踏み込めなかった所は、RPSの制度そのもののあり方について踏み込めなかったことであり、非常に残念な点であった。それは、事実調査というか、きちんとした研究がバックグラウンドでなされていないのではないかと思う。この春にご紹介したのは、EUが去年12月に出したレポートで、2001年の再生可能エネルギー電力の指令(ダイレクティブ)を出した時に、当時はEU大のRPS、向こうでは「クォータ」と言っているが、それに統一する方向で欧州委員会が動いたが、欧州議会と再生可能エネルギー事業者、グリーンピース・WWFといった環境NGO、及びドイツ政府が強く反対したので、結局合意形成ができなかった。各国の制度に委ねようということで、5年間の経過期間を経て、2005年12月にレビューレポートが出た。結果として、イギリス・スウェーデン・イタリアはRPS制度を採用し、それ以外のほとんどの国は固定価格制を採用し、オランダはRPSから固定価格に移って行った、そのレビューの結果が出ている。まず、普及効果は明らかに固定価格制の方が高い、これは日本でもEUでも言われていた。ところが問題は、日本では今でも、一部の学者が(RPSは)市場メカニズムが機能するので安くなる、経済効率が高いと言っている。しかしEUのレポートでははっきりと出たのは、経済効率、つまりコスト、特に社会全体で背負うプレミアムはRPSの方が高くてついているのだということが、結果として去年の12月にレポートとして出ている。今年の春の本委員会の後に、7月にイギリスのカーボントラストという同国の環境省系の外郭団体だが、ここがイギリスの制度の見直し提言をしている。イギリスのリニューアブルオブリゲーション(RO)はもうダメだということだ。要はウィンブルドン現象で、とにかく安い技術だけを先に採用してしまうので、研究開発投資・産業基盤が全く整わない。イギリスが本来戦略的に開発したい洋上風力なども全く進まない。さらにトータルのコストも高くついて良くないということで、価格を段階的に下げる固定価格制度にすべきだという提言を、今年の7月に出した。これはまさにドイツが採用している制度である。つい最近、イギリスとドイツを比較研究しているアングロ・ジャーマン研究所という所が、イギリスのリニューアブルオブリゲーションとドイツの固定価格制を比較して、去年のEUレビューと全く同じ結果が出ている。つまり、普及効果は当然フィードインタリフの方が高い、それだけでなくプレミアムもリニューアブルオブリゲーションの方が高くついて、制度の自由度もなければ、非常に複雑極まりないということで、この論争はヨーロッパではほとんど決着がついている。アメリカは一見ほとんどRPSに見えるが実はこれは連邦レベルのプロダクションタックスクレジットという事実上の固定価格制が下支えをしていて、プロダクションタックスクレジットが採用された時期に風力が伸びて、止まったら同時期に風力も止まるというように連動している。制度論争に関してはほとんどもう結論が出ている。そういった問題がこのRPS小委では一切議論されなかったというのが、非常に我々としては残念だ。
- ・その意味において今回我々が提案しているのは、今のRPSの目標値はこれはこれで積み上げ論争をして頂いて、より大きな国民的目標値については、その上に大きな枠組みを作るべきではないかというのが我々の提案である。そういう意味では、目標値を大きく、しかも8年先は制度見直しの時には残り4年なのでほとんど意味をなさないので、最低でも10年以上は最終期に残るためにはもっと長い方が良くかもしれないが、2020年に20%という提案をしている。この委員会の資料にはないが、「2020年20%なんて出来ないのではないか」という各方面からの声があったので、充分出来ますという根拠ペーパーを、粗いものだが用意している。これは出来るか出来ないかということよりも、そう

いうものを目指す枠組み、仕組み、志を作っていくべきではないかということで、是非、経産省、環境省、農水省、国交省、超党派の議員連盟を含めたオール与党野党、霞ヶ関全部に是非乗っかってほしいと思う。

- ・ その時に、入り口と出口の話はやはり見直しが必要だろう。これは見学さんの言われた通りで、経済支援のあり方については出来るだけ固定价格的な仕組みで、ただし出来るだけフレキシブルに、昔の米価逆ざやのようになっては困るので、そこはフレキシビリティを維持しつつも固定价格的な支援策が出来るのかということが一つの課題だ。
- ・ 一番最初に新エネ RPS 法が議論された時に、固定価格と買い取り義務の二つが混同されたのが、当初の大きなボタンの掛け違いだ、買い取り義務以前に固定价格的な、価格安定的な制度にまず主眼がある。買い取り義務となると電力会社にいろいろ事情があって、それぞれに問題があるというのは重々理解している。まずは経済支援メカニズムとしての固定价格的な価格の安定性というものが、非常に重要だ。
- ・ 3点目としては、費用負担のあり方を改めて見直そうということだ。これは先程見学さんがおっしゃった通りで、結果として電力会社だけに費用負担を押し付ける形から、もう一段の見直しが必要ではないかということだ。例えば石油石炭税、道路特定財源など、より炭素に近づければ、費用負担の範囲は広がるし、省エネと言う形で広げても費用負担の範囲は広がって行くので、ここら辺を考えて行くことが必要だ。
- ・ 4点目としては太陽光発電である。この春、我々もレポートしたが、遂に総量でドイツに抜かれた。今でもまだ製造に関しては、世界の半分のシェアと言っているが、風力に比べると太陽光の市場は桁小さいので、これから時間をかければ恐らく10倍、100倍となって行く時に、せっかく手塩に掛けて育てた日本の太陽光産業が、今後、国内マーケット無くなってしまっても世界の5割のマーケットを取れるのか。余剰電力購入メニューも今電力会社に「負んぶに抱っこ」になっている形であり、この制度の見直しは、今回目標値の議論とあわせて踏み込む必要があるだろう。
- ・ あといくつかあるが、単に目標値を1.35%を1.36%にするかという議論でなく、本質論に立ち返って幅広い議論をして行きたいというのが、昨年以來、発足以來の立場だ。今日も皆様の活発なご意見・ご提言を頂ければと思っている。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。特に他にはあらかじめお願いしていないので、どなたからでも。コメント、質問を頂ければと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 今の飯田さんのコメントに対し、市川さんや見学さんからコメントを出してもらって始めてはと思うがどうか。「もっともである」ということでよろしいということか。
- ・ 春というか6月に前回の本委員会を行った際に、EUのレポートの話が見学さんとあったが、技術的なことよりも、せっかく見直しが行われるので、大きい所からお話をして頂ければと思う。

市川類（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 考え方としては、我々はいろいろな方の意見を聞く立場であるし、先程も飯田さんからもあったように、方向性としてはいろいろ考えて行けば良いと思う。それを具体論に落として行くとなると、で

はどうするのか、そこにはかなり考えなければいけないことがある。

- ・ 我々の立場は2つある。1つは喫緊の話として、役所は法律を執行する観点から、2014年の目標を決なければ行けない。飯田さんの方からは積み上げ論争は勝手にやって下さいとあったが、本当はもう少し絡んで欲しいと思うのだが、ちゃんとやって行かなければならない。いろいろな方々の意見を、自然エネルギーを進める方や電力業界の方も意見を聞いた上で、あるべき姿を決めて行かなければならない。その中で、必要なことは法律の範囲内で出来ることはやって行くことになる。
- ・ 一方、法律の外でやれということとは簡単にできるのではなく、法律を執行するという立場と法案を提出するという経緯があり、それはまた別途ちゃんと議論して行かなければならない話だ。それをするには、それも合わせて別途国民とちゃんと議論して行かなければであり、そんなに簡単にできる話ではないかなと思う。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 細かい話から現実の話にすると、今回の一連の経済産業省のプロセスで非常に不思議なことがある。2014年の目標の設定の話だ。ご存じのように2010年については、閣議決定された「1910万kl」という数字があって、そこから電気の部分を取り出し水力・地熱の微調整で出来上がった数字である。上げるも下げるもどうにもならなかった、電力会社は下げたかったし我々は上げたかったが。あの法律が出来た瞬間から、2014年目標の設定は何の手掛かりもないので混乱すると我々は言っていた。それに対して2030年の長期需給見通しでは、新エネ対策ケースだけ4.数%で、他は0.9%など、2010年より下がるシナリオが出されていた。この春の新国家エネルギー戦略では、他は数値目標があるのに新エネは目標値を出さなかった。しかも今回、目標値を出すのが1月・2月のスケジュールで、その間に需給部会を行う予定はない。これで果たしてどうやって目標値を出すのか、経産省全体の戦略ミスではないかと思うが、いかがか、逆に実務的にどうするのか。

市川類（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 経済産業省全体として私はコメントする立場ではない。いずれにせよやはり先程見学さんからあった通り、2014年について、筋論としては全体今後どうして行くのかという議論は一方で必要だということは認識している。しかし2014年にところは、方向性はちゃんと議論するにしろ、どれだけポテンシャルがあるのか、コストがあるのかを実務的なことも合わせて議論して行くということかなと思う。先程見学さんからあった通り、新エネルギー全体の議論と、RPSの所はその中の一部ということになるので、そういったところも踏まえて議論して行くのかなと思う。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。どなたからでもコメント・ご質問を頂きたい。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ もしよければ、自然エネルギーの業界の方もいらして頂いている、つい先日私も地熱の方々の集まりにお邪魔して話したが、忌憚ない意見を、小委でも話すとは思いますが、是非コメント頂けたらと思う。
- ・ 一つはRPS法評価検討小委員会が春に終わった時には、中小水力、地熱の見直しがあるのではないかという表現の含みがあったが、結局今回はないのかもしれないという形になっている。私たちはやはり、地熱なり中小水力も自然エネルギーであるとして推し進めてきており、それが20/20にもつな

がっている。そういったあたりも、ここは審議会ではないのでざっくばらんにお話し頂ければと思う。

市川類（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 水力・地熱は大きな話だと思っている。RPS 法小委員会の第 4 回で、水力・地熱の範囲について、今参加している委員の方々も含めて議論を行おうと思っている。これについては、資料「RPS 法の概要と施行状況について」(パワーポイント形式)のスライド No.13 にも書いてあるが、今後の課題ということで、平成 15～22 年度と平成 19～26 年度の目標設定するというのとあわせて、「2.」にある通り、前回指摘された水力・地熱の対象範囲を含めて議論するという問題意識である。具体的にはどうするのかというのは今後の議論だと思う。一方、先程飯田さんがおっしゃったように、再生可能エネルギーの中で水力・地熱が重要だということは変わっていないが、それを全て RPS でやるのか否かという、RPS の制度上の問題だ。先程あったように「イギリスの RO が上手く行っていない、一番安いところに全部流れて高いところにお金が行かない」という点も含めて、ちゃんと議論して行かないといけない。RPS を上手く回して行く時に、再生可能エネルギーがどれも重要と言っても、どれをどのようにやって、RPS では何をやるか、あるものは補助金でやるなど、価格差なりバランスを踏まえてちゃんとやって行くことが重要だと思う。その中で水力・地熱はどう位置付ければいいのかをちゃんと議論して行くことが重要かなと思っている。RPS は、全てやれば上手く行くという訳でなく、イギリスが上手く行っていないというのは、バランス論を考えないで何でも入れてしまうと、RPS の制度上上手く行かないということをちゃんと考慮しなければいけないと思っている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ いかがでしょうか。

岩田峻（日本地熱開発企業協議会 / 秋田地熱エネルギー株式会社）

- ・ この後の（自然エネルギー20/20の）会議で、リレートークで発言をすることになっているので、特に用意していない。地熱については、電力会社は自分で持って地熱をやっている所もあるが、従来から私ども地熱の会社は蒸気を電力会社に売っている立場である。小さい社会だが、長いものでは 40 年もやっており、それなりの成果も上がり、コストの削減にも大分貢献しており、安定した電源ではないかと自負している。再生可能エネルギー扱いとするかなど、その辺の扱いについてはいろいろな議論があるが、これは電力会社や経済産業省とも相談させて頂きたいと思っている。特に私どもは、このような会議に参加して勇気付けられたということで、結構生意気な要求を国の方にするかもしれないが、よろしく願いたい。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ それではここで、私どもの調査である参考資料について簡単に説明させて頂きたい。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 配布資料のうち、「(参考資料) GEN から電気事業者へのアンケート調査結果概要について」をご覧頂きたい。
- ・ 11 月頭に GEN から新エネ利用特措法 (RPS 法) の義務対象事業者へアンケートさせて頂いた調査結果である。5 項目あり、3 点目以降は電力会社 (一般電気事業者) だけに聞いている。今回の会合に

間に合わせるために概要だけをまとめているので、詳しいものは後日ホームページに掲載できるようにしたい。1点目の「2005年度のRPS義務達成状況について」は義務量達成の状況を毎年お聞きしているが、回答は毎年ほぼ似ている。詳細はあまり答えて頂いていないが、バンキング・ボロウイング量などを一部具体的に答えているPPSもある。2点目の「2014年度におけるRPS目標量・義務量について」はまさに今日の議論だが、どう考えるかはあまり具体的な答えが少なく、選択肢でない「その他」が多い。「その他」の中から、似たような回答が多いが、いくつか回答例を載せている。残り3点は電力会社に聞いた。3点目は、RPSクレジットの電気のみ価格について聞いたもので、以前一度聞いており、類似の調査である。4点目は太陽光発電について、余剰電力購入メニューの状況と今後どうされるか、これも昨年も聞いたが、もう一度聞いた。5点目の系統連系については、系統連系の可能量を公表している電力会社にお聞きした。各社ホームページ出しているが、それに以上の詳しいところは出して頂いていない。ざっと以上である。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・この最後の系統連系可能量の表に追加しておけばよかったが、試算方法は出ているが肝心の連系可能量が出ていないので、申し上げる。北海道電力は02年に25万kW、これは最大出力の3.8%、解列枠を今年5万kWとした。東北電力は今年52万kWを公表していて、蓄電池等の入札を10万kW、これは同社の最大出力の3.1%だ。北陸電力は今年15万kWで、同社の1.8%。四国電力は去年2月に20万kWこれは2.9%。中国電力は再来年公表する。九州電力は今年70万kW、3.6%。沖縄電力も今年2.5万kWで1.3%。ということで、中央3社を除く全ての電力会社が、中国電力はもう少し先に公表されるようだが、系統制約ということを理由に導入枠を全て、軒並み、特に今年一気に設けている。この辺りのことについて、風力発電事業者の方はどう考えるか、良かったらご意見を頂ければと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・いかがでしょうか、風力発電の事業者の方の顔が見えるのですが。

堀俊夫（株式会社グリーンパワーインベストメント）

- ・グリーンパワーインベストメント堀です。いまの系統連系に関してのことと、もう少し大きく数量の話をしたい。
- ・一つの質問として、経済産業省に聞きたい。当初3000MW（300万kW）という風力に関して目標値が設定された時に、私も少し関係していた。よく経済産業省の最初のデータを見たら、簡単に言うと、風車と風車の間が「10DA」と調査が書いてある、「実際に我々は海外でやっているのいだが、「5DA」でもいいですよ」と言うと、そうしたら数字が一変に変わってきた。質問させて頂きたいのは、今石油の埋蔵量ではないが、風力はどれくらい出来るのか、ある人は3000MWはできないと言う人がいて、学者に聞けば洋上も入れれば2万MWも行けると言う人もいて、様々な意見がある。これは基本的に、固定価格制かRPS制かということも関係するが、RPS制というのは販売量に対する何%ということでおのずから量が決まるが、固定価格制が当初難しいとされた1つの理由に「市場メカニズム」という問題と量が決まらないということがあった。量というのは、金額すなわちフィード・イン・タリフ（固定価格制）があれば、どれ位の量が日本では入るか、風力や太陽光に関してどうか、（買い取り価格）10円でも9円でも8円でもよいが、（その場合）どれだけ出来るか。こういう数字を具体的に経済産業省として調べようとしているのかどうか、調べる価値があると思うがいかがか。

- ・ それで、風力 3000MW の目標だという時に、(国内に)燃料のない日本として、本当にどれくらい純国産エネルギーの風力が出来るか。確かに現状は競争において(コストが)高いが、マーケットはどれくらいの量があって、(マーケットが)大きくなれば安くなる可能性があるかなど、難しい数値かもしれないが。
- ・ なぜこのようなことを言うかという、九州電力が抽選を行い、3~4社が断った。9円50銭ということで採算が合わないので断った。ところが、より風の吹く場所が、すなわちもっと可能性があるだろうという所が実際に抽選に落ちて入ることができなくて、実際に抽選に入った人が断るという現状が出ている。なので、例えば固定価格制が仮に9円とすると、どれだけくらいの量が日本に入るのかということ、目標値の議論をする際に必要だと思う。
- ・ もちろん先程の数量と、どれくらい出来るかは値段もあるが、ご質問のように、風力発電機自体はそれほど難しくないがむしろ送電線があるかどうかで規制される。カリフォルニアでも随分勢いの良い数字はあるが、実際には送電線がついて行かない。そういう問題も、送電線を作るためには電力会社だけではなく、電源開発税がいいかどうか知らないが、そこでどういう手当てをすれば良いか考えるべき。そのような基本的な調査をもとに、目標値が出てくると思う。そのようなデータベースをもとに目標値の議論がなされているとは思えないような気がする。
- ・ ご質問の系統連系の所は、これでダメと言っている訳でなく、一旦検討すると言っていると思う。北海道電力や四国電力もそうだと思う。「多い少ない」で言うと少ないとは思っているのだが、検討すると言っているのでコメントしにくい。
- ・ 漠然としているが、具体的にそういうポテンシャルとしての調査の考え方を質問したい。

大林ミカ(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ よければ市川さん・見学さんからこの点についていかがか。

市川類(資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長)

- ・ 風力のポテンシャルどれくらい調査データがあるかということだが、目標量を作っていくに当たって、ポテンシャルがどうなっているかは重要だと思っている。ただ、正直に申すと私たちは神様ではないので、世の中の全ての風力について情報を持っている訳ではない。その中で可能な限り情報を集めて行って議論をすることが重要と思っている。昨日のRPS法の小委で、風力発電協会から、風力のポテンシャルはどれだけあるか、コスト見通しなど、市場条件によりどんどん変わるので、変数は非常に多いが、大まかな目安としてどれくらい見込まれるのかという所についてプレゼンテーションを頂いた。こういった所を踏まえて、RPSに関しては風力だけでなく他の所もいろいろな変数があるので、そういった所を踏まえて100%完全な中央集権的な計画はできないが、大体の見込みを作った上で、「ではどうするのか」という議論をして行く形になって行くのかなと思う。

堀俊夫(株式会社グリーンパワーインベストメント)

- ・ 風力発電事業者として、過去何回か出した記録はある。私の今の質問は、事業者からの数字でなくて、事業者は可能性だけを言っているので、何らかの面で経済産業省として、自然エネルギーは純エネルギーソースなので、そういう面で業者がどう言っているということではなく、(役所として)お調べになるという点での検討はないのだろうかと聞いている。

市川類（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ そういう意味で申し上げますと、今回これに限ってだけの調査はまた別途あると思うが、以前の基礎となるデータの調査も行っており、あと過去に、経済産業省の関連の NEDO の風況調査も国のお金でデータベースを作っている。その上で議論をして行っているということだ。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ （NEDO の風況調査は）何年もたっているのだから、もう少し詳しいものが欲しいとも思うが、市川さん NEDO におられたのでお分かりと思うが。

見学信一郎（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・ 今のご質問の回答になるかどうか。結局、再生可能エネルギーをどう普及させるかは技術的な課題を解決するためのコストをどうクリアしていくのかということでもある。むしろ早く新エネルギーから「新」が取れて普通のエネルギーになって自立していただければと思う。そのため、電力会社は太陽光の余剰買取についても、赤字だと分かっても十数年間続けている。
- ・ 系統連系についてはこれまた技術的な問題がある。太陽光発電事業を手がける電機メーカーの別部門からは、「電力会社の電気は純度の高い工業製品であり、メーカーの安定生産のためにも品質を崩さないでほしい」とのことで、再生可能エネルギーを系統に大量に流すことに反対されてような声も一方で受ける。ただ、我々としては、どこまで入れられるかは、慎重にやりつつも出来る限り頑張っていきたいので、段階を踏んでいるということ。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 風力からあれば、なければ小水力の中島さんが話したそうだが。あと 15 分である。
- ・ 1 つは先程の水力の話は、春の RPS 小委では中小水力の範囲の見直しの方向性が若干あり、今回も確か、資料「RPS 法の概要と施行状況について」（パワーポイント形式）のスライド No.13 にも「2.」に書かれており、課題として「必要に応じて議論」として入っているが、この短い 3 ヶ月では難しいかもしれないという感触もあり、地熱の方からコメントを頂いたのだから、小水力からもコメントをもらえればということだ。私たちは後程 2020 に招待しているが、市川さんと見学さんは出席頂けないので、何かあればということだ。

中島大（全国小水力利用推進協議会）

- ・ 自分たちだけのことを言ってしまうと、私たちの団体はもともと 1000kW 以下のものだけをやっているのだから、どちらでも構わないという話だが、中小水力一般のことで話してみる。聞くところでは、中小水力の対象範囲が拡大されると、既存のものが入るので、目標値に非常に大きな影響が出てしまうので、その所は難しいと聞いている。難しいだろうというのは非常によく分かるが、では「難しいけれども頑張る」のか、「難しいからやらない」のかというのは、どちらなのかなと見ているところだ。
- ・ ただ中小水力に関わっている者の立場からすると、公営電気事業者が多分一番大きな影響を受けるだろう。つまり、都道府県営の場合 1000 から 1 万の範囲内のものがほとんどと言ってよいくらいなので、彼らにしてみれば是非 RPS 法の対象にしてほしいと思っているだろう。今後、我々の協議会は、公営水力という物は日本社会にとって非常に意味のある、つまり地域の発電事業として地域が持つて

いるものとして非常に意味のあると思っているので、彼らの経営を考えると応援してあげたいというか、是非上限枠を拡大して、公営水力が入るようにしていただくのが日本の水力の世界にとって良いことだと思う。ただ、枠の拡大は非常に難しいので決着しようがないと言われると、大変でしょうねということになるが。

- ・ あと、あえて言えば、もし RPS という枠で拾えないなら、何がしかその部分の事業者が生き残って行けるようなやり方を、私たちが今考えてはいることがなくはないが、生き残るというよりはむしろ地域の資産として発電事業が伸びて行く手立てを考えて頂けたらありがたいという意見である。

市川類（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 水力・地熱の意見・コメントを頂きありがとうございます。まだ決まった訳ではなく、これから議論して行くことだと思う。逆に私が思うのは、これはエネ庁の意見かわからないが、自然エネルギーの中でも水力・地熱というのはポテンシャルは可能性としては大きいかなと思っている。そうは言いつつ、コストが上がったらどんどん開発される事案になっているかという、マイクロ水力が少しずつ動いているのかもしれないが、今後どれだけ見込みがあるかという話がなかなか聞こえてこない。その辺を勘案すると、これくらい本当に見込まれるという話が、産業の体制も含めて見直して行かないと、これから伸びて行かないのではないかという気がしている。そこら辺で、日本において水力・地熱が一時期戦後以降伸びていた時期もあったが、今は停滞してきている。RPS でやったら今すぐ伸びるかというそうは見えない。そこからして、今後のあり方をちゃんと勉強して行かなければいけないかなと、個人的には考えている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 地熱の 52 万 kW があって、水力があると大型も含めてだが既に 10% になる。既設でそれを保っていくということでもいいか。

市川類（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ それに加え増えて、今後増えて行くための道筋なり萌芽があるかという、マイクロ水力はあるかもしれないが、それ以外の開発可能性はなかなか見えない。過去の技術になってしまって、そこで止まってしまっているように見える。そこを伸ばすためにはどうすればいいのか、単に RPS を入れたら伸びるのか、というそうはなっていない感じであり、伸ばすためにどうすればいいのかといった所からちゃんと考えて行かなければいけないのではないかと思う。

中島大（全国小水力利用推進協議会）

- ・ そう言って頂けると、こちらからも話しやすい。これまでも実はこちらからエネ庁へのお願いの繰り返しでもあるが、どちらかというマイクロ水力の話だが、ポテンシャルの評価手法が固まっていない出来上がっていないというのが私たちの持論だ。つまり、賦存量調査が第 1 次・第 2 次とやられているが、エネ庁のホームページで公表されている水力の値というのが、1000kW 以下について非常に不自然な値しか出ていない、すなわち過小評価されている。この点ははっきりしていると私たちは思っている。調査手法が大型水力と同じ手法を使っているのに、マイクロの評価方法がないために大規模の方法を中小に当てはめると、完全にコスト高になり、地点の発見がそもそもできないために、量が出て来ないということになっている。

- ・ 私たちも具体的な調査方法としてこうしたらいいと言える程まだ技術力がないが、それを開発しなければいけないという提案をしているところだ。一つのイメージとして、風力発電の普及に非常に役立った平成5年に最初に作られた風力発電マップというものがある。あのイメージで、大水力の場合は開発はポイントとして見るが、小水力・マイクロは面で押さえて、精度は粗くなっても1km四方にはこのくらいのポテンシャルがあるという手法を使わないとなかなか見えてこない。それが見えてくれば、そういうマップが出てくれば、風力の時もそうだったが、地元の方が「うちにはこれだけポテンシャルがあるんだな」ということで、「やってみよう」となりやすいので、このような水力のポテンシャルマップの開発をやって頂きたい。これは、量的可能性の評価になると同時に、開発を促すことにもつながってくる。
- ・ もう一つ、マップではなくより具体的な手法として、農業用水はほぼ全国一律の工法で作られていて、特に落差工（らくさこう）の設計方法が、日本の国土は傾斜がきつい所が多いので、農業用水を流すためには、平坦に流して段を作る、また平坦に流して段を作る、ということにせざるを得ない。ところがその段である落差工は、1mを超えると破壊力が大きくなって水路が壊れ易くなるので1m程度で作られることが多く、仮に1カ所に2mの落差があったら1mずつ2段作ることになる。一方、マイクロ水力を開発している側から言えば、最低でも2mの落差がほしく、2mを切ると（発電には）苦しくなるという。なので、発電中心で考えると、落差は大きく取ってドスンと落とした方がいい。農業用水の水路の設計方法、つまり国の基準が発電をしないことが前提となっているので、地点の発見が難しくなっている。全国一斉にというのは難しいかもしれないが、どこかでいくつかモデル的な土地改良区を取り上げて、発電を前提とした水路の設計をしたらこれだけ発電が可能だという調査を、省庁連携などで行うと面白い数字が出来るのではないかと考えている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 非常に具体的な話で、是非機会を持って話をして頂ければと思う。風力ではポテンシャルをきちんと確定し、系統の問題も指摘され、水力は中島さんから重要な話があり、地熱についても具体的な点があればと思う。太陽光は余剰電力購入メニューのあり方、PVをこれからどう支えるか小委で入れなければならないのでは、という話があったがどう思うか。

市川類（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 余剰電力購入メニューは電力会社がさきがけて取り組んだもので、我々としても非常に評価している。今後どうすべきかは非常に重要な課題だと思っているし、電力会社とちゃんと議論して行くことが重要だと思っている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 太陽光発電の事業者さんがいらっしゃらないので言わせてもらうのだが、電力会社との議論はもちろん重要だが、太陽光発電の事業者や導入している市民の要望を国として汲み上げて行くという話はどうか。

市川類（資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）

- ・ 当然そこは汲み上げた上で、具体的にどうするのかということであり、電力会社と2人だけで陰でやるという趣旨ではない。当然、どうすべきかといっても我々だけでやっている世界ではないので、

ちゃんとそういう趣旨を踏まえてどうするかを議論して行かなければいけない。我々がやると決めたから、電力会社が勝手にやってくれるという話では全くないので。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 先程もお話し頂いたが、東電は電力業界の中でも頑張っているイメージがあるが。

見学信一郎（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・ 他電力も含め、電力会社は頑張っているつもりである。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ いずれにせよやはり費用負担の議論になるだろう。最後に飯田さんをお願いする。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 太陽光の話に関しては、もう一つ経済産業省に頑張って頂きたいのは、環境省もだが、むしろ財務省がいる訳だ。3年前の約束で、当時はまだ経済産業省も環境省も、余剰電力購入メニューは電力会社の内側のコストだという認識に立っていて、「市場の自立化」と新エネ部会資料にも書いていた。環境省によるどれだけ環境税が必要かという計算の根拠を示した際にも、内数、つまり電力会社のコストに入っており、公的に支出が必要なお金だという認識がまず役所側になかった。規制改革サービス総点検が何かで不要になった補助金はどれかという時に、経済産業省が「生け贄」として差し出したのが、太陽光の補助金だった、つまり市場で自立化したということであった。財務省としては、今の家庭に設置補助を出すような類似のプログラムが環境省や経産省から出てきたらモグラ叩きの様に潰すような状況だ。つまり「もう要らないと言っただろう」ということで、財務省が要らないという認識をしているので、その認識をまず改めることを役所の中でやらないといけな。最も経済性・採算性の取れていない太陽光について、補助金はもう要らないという国側の認識は全く間違っていると思う。
- ・ 私として補助金よりスキーム、ちゃんとした支援制度を作るべきと考える。少なくとも、最も経済性・採算性が劣っているものを、電力会社のボランティアな制度に寄りかかっているという歪の認識を、経産省・環境省はもう既に分かっているが、財務省は分かっていないので理解させる努力を真正面からしてほしいと思う。今担当者が、街区まるごとや、メガソーラーなどの変化球でしのいでいるが、変化球ではなく真正面から突破しないとだめだと思う。それがまず根底にあって、その上でプレミアムをどうするかという話に多分なるだろう。
- ・ 今日はこの後、大きな目標値を目指すべきだというキャンペーンの会合があるが、両方への応援だと思っている。見学さんの提起する問題を受けとめて、費用負担の在り方も踏み込んで我々としては提案して行く。皆が少しずつ痛みを背負いながら、一步一步全体として進んで行く仕組みを作りたい、一緒に作って行きたいと思う。皆が引いてしまうと進展が止まってしまうので、それだけは避けたいと思う。
- ・ 次はまた春頃に関きたいと思う。今後ともよろしくお願いしたい。今日はありがとうございました。

以上

第2回新エネ利用特措法改正検討委員会 参加者リスト（敬称略、マスコミを除く）

国会議員（衆参別議席数順、その中は五十音順）

（以下代理出席）

- 小杉隆（衆議院議員・自由民主党）
渡嘉敷奈緒美（衆議院議員・自由民主党）
並木正芳（衆議院議員・自由民主党）
宮沢洋一（衆議院議員・自由民主党）
山口泰明（衆議院議員・自由民主党）
金田誠一（衆議院議員・民主党）
高木美智代（衆議院議員・公明党）
清水嘉与子（参議院議員・自由民主党）
福山哲郎（参議院議員・民主党）
ツルネン・マルテイ（参議院議員・民主党）
福島みずほ（参議院議員・社会民主党）

一般（五十音順）

- 阿部康浩（日本風力発電協会）
井澤勇（スリー・アイ・アソシエイツ（TIA）代表）
石田博（GEN 会員）
市川類（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室長）
今泉亮（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課企画係長）
岩田峻（日本地熱開発企業協議会 / 秋田地熱エネルギー株式会社）
遠藤昭（日本風力開発株式会社顧問）
小野妙子（NPO 法人エコメディア・ファンデーション）
河田鐵雄（ホームサイエンス舎）
北尾浩治（三菱マテリアル株式会社地熱・電力事業センター）
見学信一郎（東京電力株式会社企画部調査グループ）
齋藤徹（日本地熱開発企業協議会 / 秋田地熱エネルギー株式会社）
田顔正実（三菱マテリアル株式会社地熱・電力事業センター）
田中一裕（株式会社明電舎風力事業推進室副室長）
近野義人（三洋電機株式会社研究開発本部経営企画室）
力石真樹（株式会社明電舎エネルギーソリューション推進部ソリューション技術課）
東原俊一（GEN 会員）
泊みゆき（NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク（BIN））
永見靖（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室）
中島大（全国小水力利用推進協議会）
野田徹郎（日鉄鉱コンサルタント株式会社）
林農（鳥取大学工学部教授）
原田昭夫（NPO 法人輝く未来の風）

藤幡武二 (GEN 会員)
船津寛和 (グリーン・フォワード)
船曳尚 (ナットソース・ジャパン株式会社)
紅谷淑子 (GEN 会員)
堀俊夫 (株式会社グリーパワーインベストメント)
松葉光司 (奥会津地熱株式会社)
山田裕之 (株式会社明電舎エネルギーソリューション推進部営業企画課)

(以下主催者)

飯田哲也 (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表)
大林ミカ (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表)
畑直之 (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク運営委員)